

チャレンジUP体験事業Q&A

Q.通常のこども食堂開催時のイベントは対象になりますか？	A.こども食堂の外で実施する体験活動が対象となります。
Q.オンラインで実施する体験活動は対象になりますか？	A.本事業では「通常のこども食堂から外に出て体験できる活動」を対象としているため、こども食堂内のオンラインで実施する体験活動は対象にはなりません。こども食堂の外に出てオンラインで実施する体験活動は対象となります。
Q. 宿泊を伴う活動は対象になりますか？	A. 本事業では、安全管理の観点から宿泊を伴う活動は対象外です。ボランティア・市民活動行事保険のI型（宿泊が伴わない）行事区分の範囲内の活動が対象です。デイキャンプやハイキング等、日帰りであれば対象となります。
Q. 体験活動を2日に分けて実施したいのですが申請できますか？	A.同じ体験活動を必要があって2日に分けて実施する場合は可能です。その場合は、合計額10万円まで対象となります。申請は1回で行ってください。
Q. マイカーやレンタカーは使用できますか？	A.安全管理の観点から、参加するこどもを乗車させるマイカー及びレンタカー等の使用は認めていません。移動は公共交通機関又は貸切バス等を利用してください。なお、荷物の運搬等を目的とした車の使用は差し支えありません。
Q. 荷物の運搬等を目的としたマイカーやレンタカーの使用の場合、ガソリン代は対象になりますか？	A.対象となります。ただし、「満タン」にしてから車を使用し、活動終了後すぐに「満タン」にして、体験活動だけに使用したガソリン代分の領収書を提出する必要があります。
Q. 10万円を超えた費用はどうなりますか？	A.超過分は団体の自己負担となります。
Q. スタッフへの謝金や人件費は対象になりますか？	A.対象外です。「対象経費の例」をご確認ください。
Q. 講師やインストラクターへの謝金は対象になりますか？	A.対象となります。「対象経費の例」をご確認ください。
Q. 参加者情報はどこまで把握する必要がありますか？	A.名前、年齢、保護者の連絡先など、安全管理上必要な情報を把握してください。
Q. 事故が発生した場合はどうなりますか？	A.引率計画を綿密に立て安全対策を講じ、その上で発生した事故に対しては、団体が責任を持って対応してください。
Q. 申請前に活動を実施した場合も対象になりますか？	A.交付決定より前に実施した体験活動は対象になりません。
Q. 申請時に日程が確定していなくても申請できますか？	A.申請は可能です。実施予定時期や内容が分かる計画書を提出してください。
Q. 写真の提出は必要ですか？	A.活動実績確認のため、実施状況が分かる写真の提出が必要です。
Q. 費用の支払いはクレジットカードでもいいですか？	A.支払い方法は、現金・クレジットカード・電子決済等で行うことができます。
Q. 高速道路料金をETCで支払ったので領収書がありません。経費として認められませんか？	A.領収書の発行がないものについては、支払い等が分かる利用明細書等の提出をすれば対象となります。
Q. 当日の天候不良で体験活動が中止になりました。 ①事前に購入しているチケット代は対象になりますか？ ②実施日を変更することはできますか？	A.①体験活動の実施のために、 事前に必要であった経費は対象 となります。 例）チケット代、バスの予約、下見など、 返金や払い戻し不可のもの ②実施日の変更は可能です。報告書に実際の実施日を記載してください。